

奈良県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十月二十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十号

奈良県行政組織規則等の一部を改正する規則

(奈良県行政組織規則の一部改正)

第一条 奈良県行政組織規則(昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表文化・教育・くらし創造部の部文化財保存事務所の項中「事業係」を「事業係 保存修理・人材育成係」に、「称念寺出張所」を「玉置神社出張所」に改める。

第六条文化・教育・くらし創造部文化財保存事務所の項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 文化財の修復を担う人材の育成等に関すること。

別表第一奈良県郡山保健所から奈良県保健研究センターまでの項中

奈良県吉野保健所			吉野郡下市町大字新住			吉野郡大淀町、下市町、吉野町、東吉野村、吉野村、天川村、黒滝村、川上村、上北山村、下北山村
奈良県内	五條市本	吉野保健所	五條市、	吉野郡十	津川村、	

を

奈良県吉野保健所	吉野郡下市町大字新住	五條市、吉野郡
----------	------------	---------

に

		野迫川村
--	--	------

改め、同表奈良県北部農業振興事務所から奈良県南部農林振興事務所までの項中「吉野郡大淀町」を「五條市岡口」に改め、同表奈良県奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所までの項中「五條市今井町」を「五條市岡口」に改める。

別表第二奈良県郡山保健所から奈良県内吉野保健所までの項中

奈良県吉野保健所	総務課 衛生課 健康増進課
奈良県内吉野保健所	地域生活課

を

奈良県吉野保健所	総務課 衛生課 健康増進課
五條出張所	

に改め、同項所掌事務の

欄地域生活課の款を次のように改める。

五條出張所

一 五條市、吉野郡野迫川村及び同郡十津川村の区域内における衛生課の所掌事務と同様とする。

二 結核その他感染症の予防に関すること。

三 その他地域住民の健康の保持及び増進に関すること。

別表第二奈良県郡山保健所から奈良県内吉野保健所までの項備考の欄を次のように改める。

奈良県中和保健所動物愛護センターの位置は宇陀市大宇

陀小附とし、
高田出張所
の位置は大
和高田市片
塩町とする。
奈良県吉野
保健所五條
出張所の位
置は、五條
市岡口とす
る。

別表第二奈良県北部農業振興事務所から奈良県南部農林振興事務所までの項備考の欄中「とし、農村地域振興課の位置は吉野郡下市町大字新住」を削る。

（職員の職の設置等に関する規則の一部改正）

第二条 職員の職の設置等に関する規則（昭和四十一年三月奈良県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一保健所（郡山保健所及び中和保健所を除く。）の項を削り、同表中和保健所の項の次に次のように加える。

—— 吉野保健所	—— 所長、次長、課長、五條出張所長	——
（奈良県標準的な職を定める規則の一部改正）		

第三条 奈良県標準的な職を定める規則（平成二十八年三月奈良県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

本則の表一の項第二欄第二号中「保健所」を「郡山保健所、中和保健所及び吉野保健所」に改め、同欄第三号中「保健所の課長、中和保健所の高田出張所長」を「郡山保健所の課長、中和保健所の課長及び高田出張所長、吉野保健所の課長及び五條出張所長」に改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中奈良県行政組織規則別表第一奈良県北部農業振興事務所から奈良県南部

農林振興事務所までの項の改正規定及び同規則別表第二奈良県北部農業振興事務所から奈良県南部農林振興事務所までの項備考の欄の改正規定 令和三年十二月六日

二 第一条中奈良県行政組織規則別表第一奈良県奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所までの項の改正規定 令和三年十二月十三日

三 第一条中奈良県行政組織規則別表第一奈良県郡山保健所から奈良県保健研究センターまでの項の改正規定及び同規則別表第二奈良県郡山保健所から奈良県内吉野保健所までの項の改正規定並びに第二条及び第三条の規定 令和三年十二月二十日

四 第一条中奈良県行政組織規則第三条第一項の表文化・教育・くらし創造部の部文化財保存事務所の項の改正規定及び同規則第六条文化・教育・くらし創造部文化財保存事務所の項中第二号を第三号とし、第一号の次に一号を加える改正規定 令和

四年一月一日